

報告第 1 2 号

専決処分の報告について

地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について別記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

川越市長 森 田 初 恵

記

専 決 処 分 書

1 和解について

上記のことにつき、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年7月9日

川越市長 森 田 初 恵

- 1 相 手 方 川越市 [REDACTED] [REDACTED]
法定代理人親権者父 [REDACTED]
法定代理人親権者母 [REDACTED]

2 和解の内容

- (1) 川越市は、相手方に対し解決金として700,000円を支払う。
(2) 当事者双方は、(1)の解決金のほか、本件に関し何らの債権債務のないことを相互に確認する。

3 事件の概況

- (1) 事件発生日時 令和6年7月16日午後3時20分頃
(2) 事件発生場所 川越市立 [REDACTED]
(3) 事 件 の 内 容 理科の授業においてガスバーナーを使用した実験を実施した際、他の生徒が溶融した砂糖を不意に容器からこぼしたことにより、当該砂糖が相手方生徒の右手及び右前腕部に付着し負傷した事件
(4) 被 害 の 程 度 右手右前腕部熱傷後肥厚性瘢痕及び右手指瘢痕拘縮